

# 採用までの流れ

## ■採用試験から採用まで（4月1日採用の場合）

### ①採用試験

採用試験においては、個別面接試験を実施し、より高い資質と意欲を有する人材の確保を目指しています。

### ②合格

採用試験を合格された方に合格通知を送付します。

### ③採用候補者名簿登載

地方公務員法第21条では、「競争試験を実施したときは、試験ごとに、試験において合格点以上を得た者の氏名及び得点をその得点順に記載しなければならない。」とされており、採用試験の合格者は名簿に登載され採用候補者としての地位が確定しているということになります。

### ④採用決定

採用候補者は採用決定通知を受け取り初めて新規採用職員となります。

毎年、各所属の配置人数や退職者などを精査したうえで4月1日の職員数が決定され、新規採用されることとなります。場合によっては4月1日以降にならないと採用されない方が出てきます。その場合その方々の採用については、名簿の失効する1年以内に欠員が出た時に、その都度採用するということとなります。つまり、採用されるまでの間は、待機していただくこととなります。

### ⑤条件付採用（6か月間）

4月1日から採用された場合でも、試用期間として最初の6か月間は条件付採用になります。

### ⑥正式採用

能力が実務でも発揮できるということを6か月の期間で実証できたとき、初めて正式採用となります。